

令和7年3月10日

健康部生活衛生課

## 令和7年度江東区食品衛生監視指導計画（案）について

### 1 目的

区民の健康を守るために、食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

### 2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 監視指導の実施体制等

- ・江東区保健所が実施
- ・東京都、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び他の自治体とも連携

### 4 監視指導の実施内容

食品衛生法、食品表示法等の遵守、また、製造、加工、調理、販売及び流通の各段階における衛生管理の徹底を図るため、（１）から（５）の取り組みを通じて、食品関係施設への立入り検査や食品等の検査を実施します。

#### （１）重点監視指導

- ①食中毒対策      ②違反食品・輸入食品等に係る取り組み
- ③適正な食品表示に関する取り組み

#### （２）豊洲市場周辺及びイベントにおける衛生対策

#### （３）食品衛生法の改正に伴う営業許可・営業届出の制度に関する取り組み

#### （４）食の安全・安心のための独自の取り組み

#### （５）その他の監視指導

## 5 食品関係施設への立入検査及び食品等の検査

- ・大量調理施設、集団給食施設、学校、保育園、高齢者福祉施設等、重点的に監視する施設、大量に弁当や仕出し等の食品を製造する施設、多くの食品を販売する大規模な食品販売施設を対象に立ち入りします。
- ・区内に流通する食品の安全性を確保するため、区内で製造あるいは販売される食品等を中心に検査を実施します。

## 6 その他

- ・不利益処分の実施、違反の公表
- ・食品等取扱い事業者による自主的な衛生管理の推進
- ・食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上
- ・情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）

## 7 意見募集について

本計画（案）について、次のとおり、区民から意見を募集しています。

### （1）周知方法

- ・こうとう区報（1月21日号）と区ホームページに掲載
- ・こうとう情報ステーション、保健所（生活衛生課）、各保健相談所に配架

### （2）意見募集期限

令和7年2月28日（金）必着

### （3）意見の提出方法と提出先

①住所②氏名③意見を記入し、保健所生活衛生課食の安全係まで持参、郵送またはファクスします。区ホームページまたはメールからも提出できます。